

津 市 公 報		第 1 5 0 号 平成 2 4 年 3 月 2 1 日
目 次		
津市規則		
津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則		
津市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則		
津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則		
津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則		
津市訓令		
津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令		
津市告示		
津市下水道排水設備指定工事店の指定（取り消し）		
放置自転車等の撤去及び保管		
国民健康保険被保険者証の無効		
地縁による団体の規約変更の認可及び告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
地縁による団体の認可		
公示送達		
公示送達		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
津市公告		
都市公園の区域の変更及び供用開始		
都市公園の設置及び供用開始		
市有地（津市モーターボート競走場西駐車場）売却に係る一般競争入札の実施		
犬の抑留		
平成24年2月分津市農用地利用集積計画の決定		
犬の抑留		
津市水道局告示		
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定		
津市消防本部訓令		
津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令		
津市選挙管理委員会告示		
選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数		
高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数		
高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任		
高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任		
高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示		
津市監査委員告示		
監査結果の公表		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 7 号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 199 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の見出し中「し尿浄化槽」の次に「又は合併処理浄化槽」を加え、同条中「に規定する公共下水道に係る事業計画の認可を受け、かつ」を「の規定により本市が定めた事業計画における予定処理区域のうち」に、「当該認可」を「当該事業計画」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

津市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則をここに公布する。

平成24年3月8日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第8号

津市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規定により市長が定める区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域とし、規模は、100平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 9 号

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

津市消防団の組織等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（以下「団員」という。）」を削る。

第 3 条中「団員の」を「消防団員の」に改める。

第 4 条第 1 項中「団長」を「消防団長」に改め、同条第 3 項中「団長に」を「消防団長に」に、「団長が」を「消防団長が」に、「団長の」を「消防団長の」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「団長」を「消防団長」に、「団員」を「消防団員」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 消防団長の職にある者の階級は、団長とする。

第 5 条第 2 号中「団員」を「消防団員」に改める。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 方面団長及び方面副団長の職にある者の階級は、副団長とする。

第 6 条第 3 項中「団長の」を「消防団長の」に、「所属団員」を「所属の消防団員」に改める。

第 7 条第 4 項中「所属団員」を「所属の消防団員」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「所属団員」を「所属の消防団員」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 分団長、副分団長、部長、班長及び団員の職にある者の階級は、それぞれ分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

第 8 条第 2 項中「団員」を「所属の消防団員」に改める。

第 9 条中「団長、方面団長」を「消防団長、方面団長」に改める。

第 1 0 条中「団員」を「消防団員」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「団員」を「消防団員」に改め、同条第 2 項中「団長」を「消防団長」に、「団員」を「消防団員」に改める。

第 12 条中「団員」を「消防団員」に、「団長」を「消防団長」に改める。

第 13 条の前の見出し及び同条から第 19 条までを削る。

第 20 条第 1 項中「団長」を「消防団長」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「団員」を「消防団員」に、「団長」を「消防団長」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 13 条とする。

2 消防団員は、機械器具等の資機材を常に使用し得る状態に維持管理するとともに、消防車両及び消防ポンプの手入れを実施しなければならない。

第 21 条中「団長」を「消防団長」に改め、同条第 1 号中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第 14 条とする。

第 22 条中「団長」を「消防団長」に、「団員」を「消防団員」に改め、同条を第 15 条とする。

第 23 条の見出しを「（消防団員手帳）」に改め、同条第 1 項中「団員に」を「消防団員に」に改め、同条第 2 項中「団員は」を「消防団員は」に改め、同条を第 16 条とし、第 24 条から第 26 条までを 7 条ずつ繰り上げる。

第 27 条中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第 20 条とする。

第 28 条第 1 項中「団長」を「消防団長」に、「団員」を「消防団員」に改め、同条第 2 項中「団員の」を「消防団員の」に改め、同条第 4 項中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第 21 条とし、第 29 条を第 22 条とする。

別表美杉の項に次のように加える。

めぐみ分団	美杉地区全域
-------	--------

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 14 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 10 号

津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市介護保険条例施行規則（平成 18 年津市規則第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 2 中「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 4 年 3 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令

津市地域包括支援センター設置規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 1 5 条の 3 9 第 2 項」を「第 1 1 5 条の 4 6 第 2 項」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第42号

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）第15条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第17条第1項第2号の規定により告示する。

平成24年3月2日

津市長 前 葉 泰 幸

指定を取り消した工事店

工 事 店 名	所 在 地	取消し年月日
森川鉄工所	松阪市嬉野算所町 89番地1	平成24年2月27日

津市告示第 4 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項及び第 1 3 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 3 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
半田地内	1	平成 2 4 年 2 月 1 日
片田新町地内	1	平成 2 4 年 2 月 9 日
安濃町川西地内	1	平成 2 4 年 2 月 1 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 4 年 2 月 2 0 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 4 年 2 月 2 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 4 年 2 月 2 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 4 年 2 月 2 1 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 4 年 2 月 2 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 4 年 2 月 2 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 4 年 2 月 2 4 日
東丸之内地内	1	平成 2 4 年 2 月 2 7 日
藤方地内	2	平成 2 4 年 2 月 2 8 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第44号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成24年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 2 2 1 0 8 4	平成23年10月1日	平成24年2月13日
1 1 1 0 2 7 5	平成23年10月1日	平成24年2月15日

津市告示第 4 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年芸濃町告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

萩野区自治会

三重県津市芸濃町萩野 7 3 1 番地

代表者 南出 司郎

2 変更に係る事項

(1)規約に定める目的

変更前	第一条第五号・第六号 第五号 公民館・運福寺及び墓地・グラウンドの維持管理 第六号 自警団・子供会・老人クラブ・かんこ踊り保存会等の育成と助成
変更後	第一条第五号・第六号 第五号 公民館・運福寺・墓地・グラウンド等の維持管理 第六号 子供会・老人クラブ・かんこ踊り保存会等の育成と助成

(2)区域

変更前	第三条 本会の区域は、津市芸濃町萩野 3 9 0 番地、7 8 番地 3、6 7 6 番地 2、1、1 9 6 番地、1、1 1 4 番地、及び 4 8 番地 5 を結んだ区域とする。（現在区費納入家庭とする。別添参照）
変更後	第三条 本会の区域は、津市芸濃町萩野 3 9 0 番地、7 8 番地 3、6 7 6 番地 2、1、1 9 6 番地、1、1 1 4 番地、及び 4 8 番地 5 を結んだ区域とする。

3 変更理由及び年月日

現状にそぐわない条項が生じたため、平成 2 4 年 4 月 1 日変更

津市告示第 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 3 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃 1 4 2 7 番地 2

代表者 荒 木 堅 夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	里 川 輝 夫 三重県津市安濃町安濃 1 3 5 7 番地
変更後	荒 木 堅 夫 三重県津市安濃町安濃 1 3 6 8 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 4 年 2 月 2 6 日の定期総会において選任され、平成 2 4 年 3 月 5 日から就任することになったため。

津市告示第 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 5 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

虹が丘連合自治会

2 規約に定める目的

本会は、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とし、以下に掲げる地域的な共同活動を行うこととする。

- (1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 会員の福利厚生に関すること
- (4) 集会所、その他施設の運営に関すること
- (5) その他、目的を達成するために必要なこと

3 区域

本会の区域は、津市一志町虹が丘の全ての区域とする。

4 事務所

三重県津市一志町虹が丘 5 番地 7

5 代表者の氏名及び住所

森本 正也

津市一志町虹が丘 2 4 番地 6

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 号の規定により解散する。総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければな

らない。

9 認可年月日

平成24年3月13日

津市告示第 48 号

下記の者の充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 3 月 13日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 49 号

下記の者の平成23年度市民税・県民税納税通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年3月14日

津市長 前 葉 泰 幸

記

氏 名	住 所

津市告示第 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年芸濃町告示第 6 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 3 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

忍田区自治会

三重県津市芸濃町忍田 1 8 9 番地 3

代表者 前田 芳和

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	前田 芳和 津市芸濃町忍田 2 4 3 番地 2
変更後	前田 芳和 津市芸濃町忍田 2 4 3 番地 2

3 変更理由及び年月日

平成 2 4 年 3 月 3 日定期総会において、平成 2 4 年 4 月 1 日再任

津市告示第 5 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 3 年津市告示第 2 2 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 3 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

広永自治会

三重県津市分部 2 9 6 5

代表者 小林 則男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県津市分部 2 9 6 8 代表者 小林 則男
変更後	三重県津市分部 4 3 6 代表者 小林 四郎

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 4 年 2 月 2 5 日の第 5 回総会において
新任されたため、平成 2 4 年 4 月 1 日より変更

津市公告第 3 2 号

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 7 号）第 2 条の規定により、都市公園の区域を変更したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 2 4 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区域	供用開始の期日
中勢グリーンパーク	津市あのかつ台五丁目 7 5 7 番 1 ほか	別 図 の とおり	平成 2 4 年 3 月 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市建設部建設維持課

津市公告第 3 3 号

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 7 号）第 2 条の規定により、都市公園を設置したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 2 4 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区域	供用開始の期日
杜の街アカシア南公園	津市河芸町杜の街二丁目 2 9 - 2	別 図 の とおり	平成 2 4 年 3 月 1 日
杜の街アカシア東公園	津市河芸町杜の街二丁目 9 - 4	別 図 の とおり	平成 2 4 年 3 月 1 日
杜の街アカシア西公園	津市河芸町杜の街二丁目 9 - 8	別 図 の とおり	平成 2 4 年 3 月 1 日
杜の街こもれび公園	津市河芸町杜の街二丁目 3 9 - 1	別 図 の とおり	平成 2 4 年 3 月 1 日
美川町 1 号公園	津市美川町 2 9 - 2 6	別 図 の とおり	平成 2 4 年 3 月 1 日
ドミール高茶屋公園	津市高茶屋一丁目 4 5 6 - 9	別 図 の とおり	平成 2 4 年 3 月 1 日
牧町北浦公園	津市牧町字北浦 4 5 2 - 3 4	別 図 の とおり	平成 2 4 年 3 月 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市建設部建設維持課

津市公告第 3 4 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 4 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有地売却に係る一般競争入札
- (2) 物件の概要

物件 番号	所 在 地	地 目	面 積	用途地域
1	津市藤方字西大田 546 番	雑種地	5, 621 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 546 番 2	雑種地	226 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 552 番	雑種地	5, 759 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 563 番 2	雑種地	8, 441 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 571 番 1	雑種地	10, 516 m ²	市街化区域 準工業地域

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に掲げる事項に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人又はその他反社会的団体及びその構成員等である者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

3 入札参加相談・申込み

(1) 入札参加の相談・申込期間及び場所

ア 相談・申込期間

平成24年5月12日（土）から5月18日（金）

平成24年5月22日（火）から5月25日（金）

イ 受付時間

上記期日の午前9時から午後4時まで

ウ 相談・申込場所

三重県津市藤方637番地（事務所棟2階）

津市競艇事業部 競艇管理課

(2) 申込方法

ア 入札参加希望者は、申込受付期間内に入札参加申込書、その他必要書類を受付場所へ提出し、申込手続を済ませてください。

イ 2者以上の共有による申込みも可能です。（ただし、共有の申込者全員が参加資格を有し、申込みにおける添付書類も必要です。）

ウ 郵送等による申込みはできません。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書（実印で押印のこと）（所定の様式）

イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

※印鑑登録証明書は入札参加申込書に押印のもの。

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人のみ）

エ 身分証明書（破産に関する証明書）（個人のみ）

※身分証明書は、本籍地の市区町村で交付してもらってください。

オ 市税の完納証明書、もしくは平成22年度分及び平成23年度分の2か年の市税の納税証明書（個人・法人とも）

※法人の代表者が津市で課税されている場合、その個人に係る証明書の添付も必要です。

カ 委任状及び受任者本人と確認できるもの（社員証・運転免許証などの写し）（代理人により入札及び契約をしようとする場合のみ）

キ 入札保証金に関する届出書

※ 提出書類については原本を1部提出してください。

なお、イ、ウ、エ、オについては（共有の申込者についても必要）、いずれも申込日において発行後3か月以内のものに限ります。

※ 一度御提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 申込みに当たっての留意事項

ア 売払物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上入札してください。申込みに当たっては、必ず現地を事前に確認してください。

イ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、入札参加申込書に記載された申込者の名義で行います。

ウ 入札参加申込の取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

エ 郵送、電話（ファックスを含みます。）等による申込受付は行いません。

オ 申込手続きが完了したときは、一般競争入札参加者証をお渡ししますので、これを入札日に必ず持参してください。

4 現場説明会

入札物件の現地説明会は開催しませんので、御了承ください。

※ 随時入札対象物件の敷地を見ていただくことは可能です。（立ち入りは御遠慮ください。）

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

物件番号	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	1, 034, 603, 814円	51, 730, 000円

- (1) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を入札日までに現金又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項第1号に規定する小切手で、津市役所本庁舎1階の会計管理室で納付してください。

会計管理室へは、土曜、日曜、祝祭日を除いた午前9時から午後3時の間に納付してください。

- (2) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続きを経て、指定の口座にお返しします。

ただし、落札者については、市有財産の売買仮契約を締結する際に、契

約保証金に充当します。

(3) 入札保証金には、利息を付しません。

(4) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属することとなります。

6 入札及び開札

(1) 日時及び時間

入札日	物件番号	入札執行時間
平成24年6月 1日（金）	1	午前10時00分から

(2) 入札場所 三重県津市西丸之内23番1号

津市役所本庁舎7階 入札室

(3) 持参物等（当日入札場所にお持ちいただくもの）

ア 入札参加者証

イ 入札書及び入札書用封筒（最低価格以上の入札金額を入札書に御記入のうえ、入札用封筒に封緘・押印のうえお持ちください。）

ウ 入札者確認票

エ 実印（代理人により入札及び契約しようとする場合は委任状に押印されている代理人の印）

オ 入札保証金保管証書

(4) 入札書の提出

ア 入札参加者は、指定された場所へ入札書を提出しなければなりません。

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出し、入札書には、代理人名を記入し押印してください。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

ア 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

イ 入札書に記名及び押印がないとき。

ウ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

- エ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- オ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- カ 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- キ 入札者の資格がない者が入札したとき。
- ク 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- ケ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- コ 入札書の金額が訂正されているとき。
- サ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(6) 開札

- ア 入札締切り後直ちに入札者の面前で開札します。
- イ 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(7) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

7 落札者の決定

- (1) 市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。なお、予定価格につきましては、最低入札価格を予定価格とします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該同価の入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。なお、落札者となる同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

ただし、この場合において、やむを得ずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない津市職員にくじを引かせます。
- (3) 落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。
- (4) 落札者には、入札終了後、契約手続の説明を行います。
- (5) 再度の入札につきましては、最低入札価格（予定価格）を公表している

ため実施しません。

- (6) 落札者については、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年津市条例第 53 号）第 3 条の規定による議案として公開されます

8 契約に付す条件

買受人に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限等

ア 契約締結の日から 5 年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食等営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の事務所など公序良俗に反する業等の用に供しないこと。

イ 市道藤方第 18 号線、藤方第 21 号線は、津警察署及び道路管理者と協議し、道路幅員 4 m 以上の幅員が確保されるよう競売地側に道路後退をすること。

ウ 市道藤方高茶屋小森町線は、道路台帳上管理幅員 6.3 m から 6.9 m であるが、津警察署及び道路管理者と協議し、道路幅員 6 m 以上の幅員が確保されるよう競売地側に道路後退をすること。

エ 市道塔世橋南郊線は、競売地隣接区間において、都市計画道路の事業化の計画があるので、競売地の土地利用に際しては道路計画と整合を図ること。

オ 排水路敷地の機能確保については、競売地内に有する排水路機能を、土地利用に際し上流域の排水能力にも十分配慮し、公的管理が必要であると認められる排水施設及び排水路敷地を津市に寄付又は帰属すること。

カ 上記道路等の確保に際して必要な分筆登記経費は、買受人の負担とし、分筆登記後は道路管理者等に寄付又は帰属により所有権を移転すること。

キ 津市藤方西大田 546 番の用地内外には排水路機能を有する排水路敷、排水路機能は有しているものの公図上排水路敷が存在しない排水路が存在している。

これらの排水路機能が確保されるよう留意すること。

特に排水路敷地を有しない排水路については排水系路が確定しだい、津市に寄付又は帰属すること。

ク 当該地内に新設道路を整備し、土地利用を図る場合、既存道路の利用形態が変化することとなる場合、土地利用形態（開発形態）に応じて、事業者の責において分筆登記し、道路用地は津市に所有権の寄付又は帰属すること。

ケ 競売地に隣接する道路条件（接道要件等）は現状のままとすること。

コ 競売地の土地利用に際し、都市計画法、建築基準法、その他関係法令を遵守し、道路後退、道路整備、排水施設整備が求められる場合においてもこれを優先すること。

サ 上記の事項に違反したときは、市は、売払物件を買戻しすることができます。この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

なお、この金額には買受人が投下した一切の費用は、含みません。

(2) 契約の解除

ア 買受人が契約書の各条項に違反したとき、指定した期日までに売買代金等の支払いがなされないとき、又は契約に定められた義務を履行しないときは、市は契約を解除することができます。

イ 上記により契約が解除されたときは、買受人は、市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して市に引き渡さなければなりません。

(3) 実地調査の協力

用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、市の求めにより随時登記事項証明書等の提出や実地調査等に協力していただく場合があります。

(4) 違約金

上記(1)から(3)までの条件に違反した場合は違約金として、売買代金の20パーセントに相当する額を支払っていただきます。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者は、落札内容をもって仮契約を締結し、その仮契約は津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津

市条例第53号)第3条の規定による津市議会の議決後直ちに本契約書としての効力が生ずるものとなります。

具体的な方法につきましては、追って御連絡させていただきます。

(2) 契約の確定

契約は、津市が落札者とともに市有財産売買仮契約書に記名押印し、議会の議決を経たときに確定します。

(3) 契約保証金

ア 仮契約の締結後、入札保証金を契約保証金に充当します。入札保証金の全額を契約保証金（契約代金の10%とします。）とし、その差額につきましては、後日請求させていただきます。

イ 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。

ウ 契約者が売買代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

10 売買代金の支払期限

売買代金は、平成24年9月議会の議決以降、平成24年10月26日（金）までに支払わなければなりません。

11 所有権の移転等

(1) 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転するものとし、移転完了後に土地を引き渡すものとし、

(2) 売払物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後、瑕疵が発見された場合、市は一切の責任を負いません。

(3) 所有権の移転登記は、市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税（印紙税）は、落札者の負担となります。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

(1) 契約書に貼付する収入印紙

(2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等

(3) 所有権移転後の公租公課

(4) その他契約に要する費用

(5) 物件引渡以後に必要な費用

13 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 建物を建築するに当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

□問い合わせ先

津市競艇事業部 競艇管理課 経営管理担当

電話番号 059-224-5105 (直通)

津市公告第 3 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 4 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 4 年 3 月 5 日

2 抑留期間 平成 2 4 年 3 月 1 2 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町北神山	柴犬	茶	メス	中	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 3 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 2 4 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 3 7 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 4 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 4 年 3 月 9 日

2 抑留期間 平成 2 4 年 3 月 1 6 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町東千里	柴	黒白	オス	中	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市水道局告示第 4 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 4 年 3 月 1 5 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
稲技建	津市稲葉町 2 3 8 6 番地 9 3	平成 2 4 年 3 月 7 日

津市消防本部訓令第 1 号

消防本部

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 4 年 3 月 2 日

津市消防長 山 口 精 彦

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防署の組織に関する訓令（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 津市久居消防署香良洲分遣所の項中「1 8 6 2 番地 1」を「1 8 7 8 番地」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 4 年 3 月 2 4 日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成24年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1	50分の1の数	4,599人
2	6分の1の数	38,321人
3	3分の1の数	76,642人

津市選挙管理委員会告示第7号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定により、高野井土地改良区総代会総代選挙の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成24年3月14日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------|---|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|--------|----|
| 1 | 選挙期日 | 平成24年3月21日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 投票の時間 | 午前8時00分から午後5時00分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 選挙すべき総代の数 | <table><tbody><tr><td>第1選挙区</td><td>8人</td></tr><tr><td>第2選挙区</td><td>1人</td></tr><tr><td>第3選挙区</td><td>1人</td></tr><tr><td>第4選挙区</td><td>2人</td></tr><tr><td>第5選挙区</td><td>2人</td></tr><tr><td>第6選挙区</td><td>8人</td></tr><tr><td>第7選挙区</td><td>1人</td></tr><tr><td>第8選挙区</td><td>6人</td></tr><tr><td>第9選挙区</td><td>2人</td></tr><tr><td>第10選挙区</td><td>3人</td></tr></tbody></table> | 第1選挙区 | 8人 | 第2選挙区 | 1人 | 第3選挙区 | 1人 | 第4選挙区 | 2人 | 第5選挙区 | 2人 | 第6選挙区 | 8人 | 第7選挙区 | 1人 | 第8選挙区 | 6人 | 第9選挙区 | 2人 | 第10選挙区 | 3人 |
| 第1選挙区 | 8人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2選挙区 | 1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3選挙区 | 1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4選挙区 | 2人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5選挙区 | 2人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6選挙区 | 8人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7選挙区 | 1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8選挙区 | 6人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9選挙区 | 2人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10選挙区 | 3人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

津市選挙管理委員会告示第8号

平成24年3月21日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成24年3月14日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

別紙のとおり

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第 1 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	大市 俊 續
第 2 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	松本 久 生
第 3 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	馬場 道 郎
第 4 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	大森 勝 久
第 5 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	平岡 武 志
第 6 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	村田 昌 昭
第 7 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	今西 佐 吉
第 8 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	印南 宏
第 9 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	池山 克 己
第 1 0 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	大倉 勝 秀

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第 1 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	稲垣 典 久
第 2 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	瀬川 勉
第 3 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	中谷 秀 央
第 4 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	工藤 廣 文
第 5 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	岸江 浩 志
第 6 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	大谷 寛 幸
第 7 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	信藤 恒 義
第 8 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	杉山 輝 男
第 9 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	池山 勝
第 1 0 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	米崎 利 人

津市選挙管理委員会告示第9号

平成24年3月21日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成24年3月14日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

選挙立会人

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	奥田 高則
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	田中 勲
第2選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	長江 幸安
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	中西 達雄
第3選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	田中 昇
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	竹田 浄
第4選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	田中 正照
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	森川 進
第5選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	岸江 五美
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	岸江 芳一
第6選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	山口 實造
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	西村 秋男
第7選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	中島 修
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	近藤 賢二
第8選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	笠井 治
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	堀内 則重
第9選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	松岡 伸一
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	松岡 定男
第10選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	大倉 勝
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	西川 忠志

津市選挙管理委員会告示第10号

平成24年3月21日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

平成24年3月14日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

掲 示 場	第1選挙区	津市一志総合支所
	第2選挙区	同上
	第3選挙区	同上
	第4選挙区	同上
	第5選挙区	同上
	第6選挙区	同上
	第7選挙区	同上
	第8選挙区	同上
	第9選挙区	同上
	第10選挙区	同上

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項後段の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成24年3月2日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	横	山	敦子
津市監査委員	宇	陀	照良

記

第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項、第4項の規定に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象部局等（平成23年10月から平成24年1月までに監査委員質疑を実施したものに限る。）は、次のとおりである。

- （1）政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、地域振興室、広報室、東京事務所、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- （2）危機管理部（危機管理課、防災室）
- （3）総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- （4）市民部（市民交流課、国際・国内交流室、市民課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- （5）スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課、津リージョンプラザ）
- （6）環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、河芸美化センター、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）
- （7）健康福祉部（福祉政策課、こども家庭課、こども総合支援室、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険年金課、医療助成室、

保健センター（中央保健センターほか9センター）

- （8）商工観光部（産業政策振興課、企業誘致室、商業労政振興課、観光振興課）
- （9）農林水産部（農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- （10）競艇事業部（競艇管理課、競艇事業課）
- （11）都市計画部（都市計画課、開発指導室、都市整備課、交通政策課、津駅前北部土地地区画整理事務所、建築指導課）
- （12）建設部（建設政策課、事業調整室、建設維持課、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- （13）下水道部（下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課）
- （14）会計管理室
- （15）久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター）
- （16）河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- （17）芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
- （18）美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- （19）安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- （20）香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- （21）一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- （22）白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- （23）美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- （24）水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課）
- （25）消防本部（消防総務課、企画調整室、予防課、消防課、救急対策室、通信指令課）・消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- （26）教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居事務所、河芸事務所、芸濃事務所、美里事務所、安濃事務所、香良洲事務所、一志事務所、白山事務所、美杉事務所、図書館（津図書館ほか8館2室））
- （27）農業委員会事務局
- （28）選挙管理委員会事務局
- （29）監査事務局
- （30）議会事務局（議会総務課、議事課）

2 地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査（以下「随時監査」という。）

随時監査の対象は、平成24年1月に施工中の次の工事である。

- (1) 平成23年度区画補第3号 津駅前北部土地区画整理事業に伴う津駅栄町線道路築造工事（工事場所：津市上浜町一丁目及び栄町四丁目地内 所管部局：都市計画部津駅前北部土地区画整理事務所）
- (2) 平成23年度営教総第4号 津市立橋南中学校特別教室棟改築工事（工事場所：津市上弁財町津興地内 所管部局：建設部営繕課）
- (3) 平成23年度北道新補第2号 追上響野線ほか1線道路改良工事（その2）（工事場所：津市芸濃町棕本地内 所管部局：建設部津北工事事務所）

3 地方自治法第199条第7項後段の規定に基づく監査（以下「出資団体等監査」という。）

出資団体等監査の対象は、次のとおりである。

(1) 出資団体の監査

- ア 株式会社津センターパレス（所管部局：商工観光部商業労政振興課）
- イ 有限会社美杉観光開発（所管部局：商工観光部観光振興課）
- ウ 美杉の家建設株式会社（所管部局：農林水産部林業振興室）

(2) 指定管理者の監査

- ア リバーパーク真見管理組合（所管部局：白山総合支所地域振興課）

第2 監査の対象年度及び対象事項

1 定期監査及び行政監査

原則として平成23年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成22年度以前のものを対象に含めた。

2 随時監査

監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

3 出資団体等監査

(1) 出資団体の監査

原則として平成20年度から平成22年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 指定管理者の監査

原則として平成２０年度から平成２２年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第３ 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の山崎正行、田矢修介がその合議に関与したものであるが、それぞれ平成２４年２月１５日付けで退任し、同月１６日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の横山敦子、宇陀照良が当該報告を提出することについて、それぞれ事務を引き継いだ。

第４ 監査の期間

監査の期間は、平成２３年９月７日から平成２４年２月９日までである。

第５ 監査の方法

１ 定期監査及び行政監査

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (１) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (２) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (３) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (４) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (５) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (６) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

２ 随時監査

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局及び工事請負業者の職員に説明を求めた。

なお、工事技術調査については、協同組合総合技術士連合（大阪市北区）に業務を委託し、その調査報告書を参考とした。

- (１) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (２) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (３) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。

- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への工事災害防止対策は、適切に行われているか。

3 出資団体等監査

(1) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(2) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (ア) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的に行われているか。
- (イ) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- (イ) 指定管理者に対し、適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又は指示を行っているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じるよう求める事項、事務処理の改善に向けた検討を求める事項等については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置通知を提出されたい。

1 定期監査及び行政監査

(1) 政策財務部

ア 地域振興室

津 e ネットショップ管理運営業務について、当該業務は、インターネット上に地域製品の共同市場「津モール」を開設・運営し、全国への情報発信を行い、地域の活性化を図ることを目的とするもので、津 e ネットショップ実行委員会に随意契約により委託しており、当該委託料は、平成 22 年度は 332 万円、平成 23 年度は 329 万円を支出しているが、「津モール」で販売している商品数は少なく、平成 22 年 12 月の開設後 1 年間の売上実績は 1 件という状況であり、費用に見合う効果が得られないことを懸念することから、当該業務の在り方を見直されたい。

イ 財産管理課

(ア) エレベーター保守点検業務委託について

エレベーター保守点検業務委託に当たっては、全庁的に各エレベーターの製造業者又はその系列の保守管理業者と随意契約を締結しており、その主な理由は、いわゆる独立系保守管理業者は、交換部品の調達や安全性の確保が困難であるためとしているが、交換部品の調達については、公正取引委員会が製造業者系列の保守管理業者に対し、排除勧告（平成 14 年）を行っているほか、国、三重県等においては、競争入札を実施している例があることから、安全性の確保に十分に配慮しつつ、競争原理を取り入れた経費節減が図られるよう、競争入札の導入について検討されたい。

(イ) 市有地貸付収入の未収金対策について

市有地（普通財産）の一部を住宅敷地の用途として個人に賃貸しているが、当該市有地貸付収入の滞納状況（注）は、4 件で総額 32 万円が生じていた。このうち 2 件については、平成 23 年度に滞納額の一部を納付していたが、他の 2 件については、全く納付されておらず、平成 22 年 12 月以降、財産管理課の職員が接触していない借地人もいた。普通財産は、行政財産とは異なり直接公用又は公共の用に供されるものではないが、市民の貴重な共有財産として適正な管理はもとより、最も有効に活用されなければならないものであることを踏まえ、不当に納付を怠る借地人に対しては、法的措置を視野に入れた毅然とした対処が必要であると考えことから、より積極的な未収金対策に取り組まれない。

（注）平成 23 年 10 月の監査委員質疑に係る資料（同年 8 月末日現在）による。

（２）総務部

ア 情報企画課

行政情報配信サービスの利用について、主に各部長級の職員がその業務に活用することができるよう、２つの通信社が有料で提供している官庁速報、時事ニュース等の行政情報の配信サービス「i JAMP」（平成２３年度利用料：５０４万円）と「４７行政ジャーナル」（同：１８９万円）の利用契約を、それぞれの通信社と締結しているが、情報企画課は、これらの行政情報配信サービスの利用状況及び業務への活用の実態を把握していないことから、その利用状況及び業務への活用の実態を調査し、その結果を踏まえ、各行政情報配信サービスの利用の可否を判断されたい。

（３）市民部

ア 国際・国内交流室

平成２３年度の国際交流事業補助金について、津市国際交流推進基金運営委員会の審査結果によって、交付決定の可否を判断しているところ、外国の目の不自由な子供に点字絵本等を届ける活動を対象に同補助金を交付していた。このような活動自体には意義があると考えるものの、津市国際交流事業補助金交付要綱第２条第２項は、国際交流事業とは、本市の住民を対象として広く行われる活動その他の事業であると定めており、また、津市行財政改革大綱の補助金に係る交付指針は、その対象とする事業等に広く住民を対象としている公益性が認められるなどの視点が必要であるとしていることにかんがみ、同補助金の交付については疑問があることから、同補助金の交付決定に当たっては、同委員会の審査結果を参考にしつつ、同要綱及び同指針の趣旨を十分に踏まえて検討し、その可否を判断されたい。

イ 市民課

平成２３年度の時間外勤務・休日勤務の状況（注）について、時間外勤務手当・休日勤務手当の支給対象となる戸籍・管理担当の職員（臨時職員等を除く。）６人のそれぞれの時間外勤務等時間数を見ると、３７時間（１か月当たりの平均時間外勤務等時間数：７．４時間）から２６０時間（同：５２．０時間）までの偏りがあるため、所属長は、職員の健康管理及び公務能率の維持確保の観点から、時間外勤務等の必要性を十分に見極め、一層の時間外勤務等の縮減、職員間の時間外

勤務等の平準化に取り組まれない。

(注) 平成 23 年 10 月の監査委員質疑に係る資料(同年 8 月末日現在)による。

ウ 地域調整室

福祉資金貸付金の未収金対策について、平成 23 年度の収納率(注)は 1.4 パーセントと非常に低い状況であり、滞納件数 137 件のうち債務者が死亡又は破産した事案 24 件については、連帯保証人への接触をほとんど行っていないことから、早急に連帯保証人に接触を図り、当該保証債務の履行請求を行うなど、より積極的な未収金対策に取り組まれない。

(注) 平成 23 年 10 月の監査委員質疑に係る資料(同年 8 月末日現在)による。

(4) スポーツ文化振興部

ア 文化振興課

関係団体への関与について、文化振興課の職員は、文化関係団体の預金通帳及び印鑑を保管していたが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第 235 条の 4 第 2 項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、当該団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限になるよう、その見直しに取り組まれない。

(5) 健康福祉部

ア 福祉政策課

社会福祉法人津市社会福祉事業団事務局運営事業補助金について、同事業団は、同補助金を市が津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき派遣している職員の給料及び諸手当に充当していたが、当該派遣職員が従事している業務が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 6 条第 2 項に定める給与支給が可能な業務であるか否かにかかわらず、市による給与支給と同視できるような補助金の充当は、派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しないことを定めた同条第 1 項の趣旨を逸脱する懸念があるため、関係部局と協議し、所要の是正措置を講じられたい。

イ こども家庭課

児童福祉法第 56 条第 4 項の規定に基づく私立保育園に係る保育所入所負担金の収納事務の委託について、こども家庭課は、地方自治法施行令第 158 条第 2 項の規定に基づきその旨を告示していたが、

同負担金の収納事務を委託したことについては、児童福祉法施行令第44条の2第1項の規定に基づき告示しなければならないものであり、さらに、同項は、その旨を本人又はその扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならないと定めているが、同課は、これを公表していないことから、収納事務を委託するに当たっては、法令の定めるところにより、適正に事務を執行されたい。

ウ 高齢福祉課

社団法人津市シルバー人材センターへの貸付金について、同センターの運営を支援するため、高齢福祉課はその予算の定めるところにより、毎年度700万円の資金を貸し付けているが、当該貸付金は、当該年度中に返済を受け、更に翌年度に貸し付けることを繰り返して行うもので、実質的には長期貸付けに当たるといえるものである。このような貸付けは、決算書上、貸付金債権の残高が表示されないこととなり、公金による資金投入の実態の不透明さは否めないものであることから、同センターと協議の上、当該貸付金の在り方を見直されたい。

エ 介護保険課

介護保険料の未収金対策については、平成22年度の津市介護保険事業特別会計に係る決算審査意見書において、より実効性のある未収金対策を講じるよう意見したところであるが、平成23年度の同保険料の収納率(注)は32.3パーセントで、依然として未収金対策の強化を必要とする状況にある。このような中、一層の成果を上げるためには組織的な取組が肝要であり、介護保険課は、同保険料の滞納者と接する機会が少なくない各総合支所の所管課がより効果的に納付指導に取り組むことができるよう、必要に応じて、技術的な助言を行うなど、組織的な未収金対策の強化を図り、同保険料の収納状況の改善に取り組まれない。

(注)平成23年10月の監査委員質疑に係る資料(同年8月末日現在)による。

オ 保険年金課

(ア) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の未収金対策について

国民健康保険料(国民健康保険税を含む。以下「国保料」という。)及び後期高齢者医療保険料(以下「後期保険料」という。)の未収金対策については、平成22年度の津市国民健康保険事業特別会計及び津市後期高齢者医療事業特別会計に係る決算審査意見書にお

いて、それぞれ一層の未収金対策を講じるよう意見したところであるが、平成２３年度の国保料及び後期保険料の収納率（注）は、国保料が１９．１パーセント、後期保険料が２９．７パーセントで、依然として未収金対策の強化を必要とする状況にある。このような中、一層の成果を上げるためには組織的な取組が肝要であり、保険年金課は、国保料、後期保険料の滞納者と接する機会が少なくない各総合支所の所管課がより効果的に納付指導に取り組むことができるよう、必要に応じて、技術的な助言を行うなど、組織的な未収金対策の強化を図り、国保料、後期保険料の収納状況の改善に取り組まれない。

（注）平成２３年１０月の監査委員質疑に係る資料（同年８月末日現在）による。

（イ）無受診世帯記念品贈呈事業について

無受診世帯記念品贈呈事業は、国民健康保険の被保険者の健康保持・増進を目的として、１年間無受診であった世帯を対象に記念品として２千円分の図書カードを贈呈するもので、平成２２年度は１，３８３世帯に贈呈し、平成２３年度は１，２３９世帯に贈呈する予定（平成２４年１月２６日現在）であるが、医療費抑制の直接的な効果があるとは考え難いことから、国民健康保険の厳しい財政状況を踏まえ、同事業の在り方を見直されたい。

（６）商工観光部

ア 観光振興課

（ア）占用料の徴収について

観光振興課は、法定外公共物として管理している旧堤防敷の占用を許可するに当たって、三重県が制定している港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例第２条（別表第１）に定める占用料の額を基に占用料を徴収しているが、このことは、使用料等に関する事項について、条例でこれを定めなければならないことを規定した地方自治法第２２８条第１項前段の趣旨に照らし、適正を欠くものであることから、市が現に制定している条例の定めるところにより、その使用の対価を徴収するよう見直されたい。

（イ）海水浴場監視等業務委託について

平成２２年度の海水浴場監視等業務委託に当たって、観光振興課は、委託料に係る人件費のうち、監視員、監視補助員、監視船員及

び看護師については、それぞれ1人1日当たりの単価により37日分を積算しているが、当該業務の完了報告を見ると、当該業務の実施日数は遊泳禁止日を除く34日であった。仕様書には、遊泳禁止があった場合の委託料について、受注者と協議の上、決定すると定めているところ、当該人件費に係る委託料は37日分を支出していた。この点について、同課の説明によれば、広く安全を確保する観点から、監視員等の待機による安全管理体制を整える必要があるため、遊泳禁止日についても実稼働日に当たるという。

しかしながら、仕様書には、遊泳禁止日における安全管理体制に係る具体的な定めはなく、業務の完了報告においては、その実施状況が報告されていないことから、遊泳禁止日における業務委託の在り方を見直されたい。

(ウ) 榊原温泉振興協会事業補助金について

平成22年度の榊原温泉振興協会事業補助金(830万円)に係る実績報告書を見ると、CM等総合宣伝事業費(515万4千円)の全額が市費充当額であると記載されており、当該事業費について、交付確定に係る証憑書類を調査したところ、公金で賄うことがふさわしくない経費が一部にあったほか、市費充当額の内容を十分に確認できないものがあった。観光振興課は、改めて調査したところ、実績報告書に記載上の不備があったということであるが、これらのことは、同協会における補助金の取扱いに起因する一方、同課の補助金審査の在り方に問題があることは否めない。

補助金行政に携わる職員は、貴重な公金を財源とする補助金を充当した経費が、当該補助金の趣旨及び目的にかなうものか否かに特に留意し、必要に応じて、その実態を把握・検証し、問題があれば、速やかに津市補助金等交付規則上の措置を講じることはもとより、当該補助金の在り方を見直すことが肝要であると考えことから、榊原温泉振興協会事業補助金については、問題点を整理の上、所要の是正措置を講じられたい。

(7) 農林水産部

ア 農林水産政策課

(ア) 農林業就業促進対策事業補助金について

平成22年度の農林業就業促進対策事業補助金について、その趣

旨及び目的は、農林業を営む事業者における農林業への就業意欲のある者（以下「就業希望者」という。）への実践研修等に要する経費（賃金等）の一部を補助することによって、円滑な就業を支援し、将来の農林業の担い手を確保するものであるところ、研修実施計画書に添付された就業希望者の履歴書の「動機」の項目に全く記載のないもの又は経済的な動機が記載されているものがあつたほか、履歴書に経済的な動機を記載した就業希望者については、3か月以上研修したにもかかわらず、その研修記録簿の研修上の課題、指導結果等に関する事項は記載されていなかった。これらのことについては、同補助金の趣旨及び目的に照らし、望ましいものではないことから、農林水産政策課は、必要に応じて、同課の職員が直接就業希望者と面談して就業意欲を確認するとともに、研修記録簿への記載を徹底するよう、その事務処理の在り方を見直されたい。

（イ）関係団体への関与の在り方について

平成22年度の地区農政推進事業補助金を交付した地区農政推進協議会について、同補助金の充当経費は、県内外における視察研修に係る交通費であつたところ、当該実績報告書及び視察研修に係る事業成果をまとめた報告書は、農林水産政策課の職員が聞き取りにより作成していたほか、同課の職員は、3つの地区農政推進協議会その他の関係団体の預金通帳及び印鑑をそれぞれ保管していたが、このような関与は、津市補助金等交付規則及び法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの関係団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限になるよう、その見直しに取り組まれたい。

（ウ）集落営農促進対策事業補助金について

平成23年度の集落営農促進対策事業補助金（農業用共同利用機械等購入補助金）について、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含めた購入経費に補助率を乗じて交付決定額を算定し、その交付決定に当たっては、消費税法上の補助金額の調整に係る条件を付していないが、一般的に補助対象事業者が消費税の課税事業者である場合において、消費税額の計算上、控除対象仕入税額として仕入税額控除できる場合があり、その結果、補助金に含まれる消

費税相当額を負担しなかったことになるときは、補助金額の調整を要する場合が考えられるため、同補助金の交付決定に当たっては、所要の条件を付すなど、消費税法を考慮した事務処理に改められたい。

(8) 建設部

ア 市営住宅課

(ア) 市営住宅使用料の未収金対策について

平成23年度の市営住宅使用料の収納率(注)は12.8パーセントと低く、高額滞納者については、100万円以上の者が150人、300万円以上の者が14人、500万円以上の者が2人という状況の中で、入居者、連帯保証人に対する法的措置を講じることについては消極的であるが、不当に納付を怠る入居者に対しては、明渡請求等の所要の法的措置をもって毅然として対処するとともに、連帯保証人に対しては、入居者の長期滞納により増大した滞納額の負担を安易に連帯保証人に転嫁することは権利の濫用に当たるものとして否認された事例があることなどを踏まえ、適時・的確に入居者の滞納状況を通知の上、実効性のある所要の法的措置を講じるなど、より積極的な未収金対策に取り組まれない。

なお、生活保護法により住宅扶助費を受給している入居者について、保護の実施機関が被保護者に代わり住宅扶助費をもって家賃等を納付する、いわゆる代理納付の方法があるが、市営住宅課の説明によれば、一部に、その受給した住宅扶助費を市営住宅使用料に充てずに滞納している者があるということである。代理納付について定めた生活保護法第37条の2及び同法施行令第3条は、家賃等の滞納事例があることを踏まえて創設された経緯にかんがみ、住宅扶助費が市営住宅使用料に的確に充てられるよう、社会福祉事務所と協議されたい。

(注) 平成23年10月の監査委員質疑に係る資料(同年8月末日現在)による。

(イ) 住宅新築資金等貸付金元利収入の未収金対策について

住宅新築資金等貸付金元利収入の未収金対策については、平成22年度の津市住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る決算審査意見書において、所要の法的措置をもって毅然として対処することなどを意見したところであるが、平成23年度の同貸付金元利収入の

収納率（注）は３．４パーセントと非常に低い状況の中で、債務者、連帯保証人に対する法的措置を講じることについては依然として消極的であることから、決算審査意見の趣旨を踏まえ、より積極的な未収金対策に取り組まれない。

（注）平成 23 年 10 月の監査委員質疑に係る資料（同年 8 月末日現在）による。

（ウ）市営住宅の施設管理に係る示談について

市営住宅の施設管理上の損害賠償に係る示談に当たって、当該損害賠償金の全額が保険会社から直接被害者に支払われることを理由に地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分としての取扱いをしていない。この点について、保険会社から支払われた損害賠償金の額を限度に地方公共団体は当該損害賠償金の支払義務を免れるため、専決処分としての取扱いは必要ないという考え方がある一方、同法第 96 条第 1 項第 13 号が議会の議決事件として「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」を規定しているのは、地方公共団体としての責任の所在を明らかにし、損害賠償金額の適正を図るという趣旨であり、損害賠償金の全額が保険会社から直接被害者に支払われる場合であっても、当該示談は専決処分としての取扱いが必要であるという見解があるため、市営住宅の施設管理上の損害賠償に係る示談に当たっては、専決処分としての取扱いの可否を検討の上、所要の改善に取り組まれない。

イ 津北工事事務所

津偕楽公園において春まつりが開催される約 1 か月間の同公園の管理業務（ごみの収集、トイレ清掃、巡回等）について、当該管理業務に係る時間外勤務に従事した職員の当該時間外勤務時間数を合計すると 1 千時間を超えていたため、職員の時間外勤務の縮減及び経費節減の観点から、当該管理業務の委託の適否について検討の上、その結果を踏まえ、当該管理業務の在り方を見直されたい。

（９）下水道部

ア 下水道建設課

下水道工事に伴う工作物（事業用資産をいう。以下同じ。）の移設補償について、被補償者から提出された見積額を基準にその移設補償金額を算定しており、平成 23 年度の工作物の移設補償事案の一部について見ると、橋内東部第二排水雨水幹線築造工事に伴う工作物の移設

補償金額の基準とした見積額に消費税が含まれていた。一般的に被補償者が消費税の課税事業者である場合においては、消費税額の算定上、控除対象仕入税額として仕入税額控除できる場合があり、その結果、移設補償金に含まれる消費税相当額を負担しなかったことになるときは、過補償になることから、あらかじめ消費税相当額の補償の要否を判定する必要がある。

そこで、当該工事に伴う工作物の移設補償に当たって、消費税相当額の補償が必要であると判定した理由を下水道建設課に聴取したところ、本来はその補償が必要でないものであったということから、所要の是正措置を講じるとともに、工作物の移設補償に当たっては、適切に消費税相当額の補償の要否を判定するよう、補償事務の在り方を見直されたい。

(10) 会計管理室

法人その他の社団に対する補助金、負担金等の支払に係る審査に当たって、債権者たる法人等の代表者から提出された請求書に振込先として指定された預金口座の名義人について、当該法人等の名称のほか、代表者以外の者（会計担当者等）の氏名が記載されている場合において、会計管理室は、当該支払金の受領委任に係る委任状の徴取を求めているが、債権者と預金口座の名義人として記載された当該法人等の名称が一致するのであれば、当該支払金の債権者と受領者は同一であると解するものであって、委任状の徴取は不要であると考えられる。このような委任状の徴取については、全庁的に相当な件数に及ぶものと推察するが、債権者のためでなければ支出することができないことを定めた地方自治法第232条の5第1項の趣旨を踏まえつつ、市の職員及び債権者たる法人等における事務の負担軽減を図る観点から、その要否について検討の上、その結果を踏まえて、所要の改善に取り組まされたい。

(11) 久居総合支所

ア 生活課

久居北口文化会館における月刊誌の購入に当たって、割引のある定期購読を利用すれば、より安価に調達できるものがあったことから、年間を通じて購入する雑誌については、定期購読による割引の有無を確認の上、調達方法を見直されたい。

(12) 河芸総合支所

ア 地域振興課

河芸漁港背後地除草業務委託（その２）に係る業者選定に当たって、津市競争入札参加資格者名簿に登載されている土木一式を希望する市内業者のうち、地域要件を適用し、河芸地域の格付区分がＣ及びＤの業者を選定していたが、平成２１年度以降１者のみの応札で、平成２３年度の１平方メートル当たりの委託料相当額は１５２．３円となる一方、杜の街市有地除草業務等委託に係る業者選定に当たっては、同名簿に登載されている屋外清掃（草刈り）を希望する市内及び準市内業者のすべてを選定しており、平成２３年度は１７者が応札した結果、１平方メートル当たりの委託料相当額は３１．５円で５分の１程度となっていた。これらの業務委託の仕様を比較すると、土地の形状等に違いはあるものの、その他の仕様に大きく異なる点はなく、予算の効率的な執行を確保する観点から、河芸漁港背後地除草業務委託（その２）に係る業者選定の在り方を見直されたい。

(13) 芸濃総合支所

ア 地域振興課

落合の郷のバーベキュー施設の使用料について、津市落合の郷の設置及び管理に関する条例第７条（別表）は、使用者は、１箇所につき炭等の原価相当額の使用料を納付しなければならないと定めるところ、地域振興課は、同表中別に定める屋外工房の使用料に準じ、使用者１人１回につき３００円の使用料を徴収していたが、このことは、使用料等に関する事項について、条例でこれを定めなければならないことを規定した地方自治法第２２８条第１項前段の趣旨に照らし、適正を欠くものであることから、同条例の定めるところにより使用料を徴収するとともに、バーベキュー施設の使用料を炭等の原価相当額と定めることの妥当性を検討の上、その結果を踏まえ、所要の改善に取り組まれたい。

(14) 美里総合支所

ア 地域振興課

長谷山ハイツ汚水処理施設使用料の未収金対策について、平成２３年度の収納率（注）は６５．２パーセントで、とりわけ滞納繰越分の収納率は１．８パーセントと非常に低い状況である。地域振興課は、滞納者への電話による催告、訪問による納付指導等に取り組んでいる

が、不当に納付を怠る者に対しては、支払督促等の所要の法的措置をもって毅然として対処するなど、より積極的な未収金対策に取り組まれない。

(注)平成23年11月の監査委員質疑に係る資料(同年9月末日現在)による。

(15) 安濃総合支所

ア 地域振興課

(ア) 拾得物(現金)の取扱いについて

サンヒルズ安濃の管理室に設置されている金庫内の保管物を調査したところ、平成22年1月から10月にかけて当該施設内で拾得した現金2,291円を保管していたが、遺失者が判明しないときは、遺失物法第4条第1項に基づき、速やかに警察に提出しなければならないものであって、所要の手続を行うとともに、当該施設内の拾得物については、適正に取り扱われたい。

(イ) 時間外勤務等の状況について

平成23年度の時間外勤務・休日勤務の状況(注)について、時間外勤務手当・休日勤務手当の支給対象となる職員(育児休業中の職員を除く。)8人の時間外勤務等時間数を合計すると428時間(1人当たりの平均時間外勤務等時間数:53.5時間)で、このうち1人の職員(総務担当(兼任)消防総務課)が268時間を占めており、その業務別の内訳を見ると、その担当業務が226時間であるほか、産業振興・環境担当の職員の育児休業に伴う応援業務が42時間であった。

一方、産業振興・環境担当の職員3人の時間外勤務等時間数を合計すると94時間(1人当たりの平均時間外勤務等時間数:31.3時間)であり、総務担当の当該職員の時間外勤務等の状況を考慮すれば、当該職員に産業振興・環境担当の業務の時間外勤務を命ずることの妥当性に疑問があるため、所属長は、職員の健康管理及び公務能率の維持確保の観点から、時間外勤務等の必要性を十分に見極め、一層の時間外勤務等の縮減、職員間の時間外勤務等の平準化に取り組まれない。

(注)平成23年11月の監査委員質疑に係る資料(同年9月末日現在)による。

イ 地域振興課・市民福祉課

地域振興課は、その所管するサンヒルズ安濃の管理室に、正規職員

2 人のほか、当該施設の管理事務を補助する臨時職員 1 人を配置する一方、市民福祉課は、その所管するサンヒルズ安濃に併設する安濃福祉センターの貸館事務を補助する臨時職員 1 人を配置しているが、それぞれの施設の平成 22 年 4 月から平成 23 年 9 月までの利用状況を見ると、サンヒルズ安濃の主要施設であるハーモニーホールの 1 か月当たりの平均利用件数は 6.7 件で、安濃福祉センターの 1 か月当たりの平均利用件数は 23.6 件であって、それぞれの業務量を考慮すると、職員配置が過大であることを懸念することから、正規職員における業務量を考慮しつつ、臨時職員の配置が必要であれば、関係部局と協議の上、それぞれの施設の管理業務を兼任する臨時職員 1 人を配置するなど、適切な職員配置になるよう見直されたい。

(16) 一志総合支所

ア 地域振興課

平成 23 年度の時間外勤務・休日勤務の状況(注)について、時間外勤務手当・休日勤務手当の支給対象となる産業振興・環境担当の職員 4 人の時間外勤務等時間数を合計すると 385 時間で、このうち 1 人の職員が 306 時間を占めており、当該職員に時間外勤務等が偏っているため、所属長は、職員の健康管理及び公務能率の維持確保の観点から、時間外勤務等の必要性を十分に見極め、一層の時間外勤務等の縮減、職員間の時間外勤務等の平準化に取り組まれない。

(注)平成 23 年 11 月の監査委員質疑に係る資料(同年 9 月末日現在)による。

(17) 消防本部

ア 消防総務課

(ア) 修繕業務に係る見積合わせについて

修繕業務に係る見積合わせの執行に当たって、美杉町内の 3 者(便宜上「A 社」、「B 社」、「C 社」という。)を選定したものについて見たところ、A 社、B 社、C 社は、それぞれ異なる様式・字体の見積書を使用していたと考えられるが、A 社が三多気防火水槽フェンス修繕業務の見積合わせで提出した見積書の様式・字体は、B 社が八知防火水槽フェンス修繕業務の見積合わせで提出したものと酷似する一方、B 社が三多気防火水槽フェンス修繕業務の見積合わせで提出した見積書の様式・字体は、A 社が八知防火水槽フェンス修繕業務の見積合わせで提出したものと酷似している。

そして、これらの見積合わせの結果、各修繕業務はいずれもＣ社が受注しているが、これらのことは、公正かつ適正な見積合わせであったか否か、疑問を抱かざるを得ないものであり、契約事務の公正かつ適正な執行を確保する観点から、これらの業者に事実関係を聴取するなど、調査の上、その結果を踏まえ、適切に対処されたい。

(イ) 物損事故に係る示談について

救急車両による物損事故に係る示談に当たって、過失割合による損害賠償責任額(相手側１３５万円：市側２２万円)の相殺の結果、市が損害賠償金を支払う必要がないことを理由に地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく専決処分としての取扱いをしていない。この点について、損害賠償金の支払という予算の執行を伴わないため、専決処分としての取扱いは必要ないという考え方がある一方、同法第９６条第１項第１３号が議会の議決事件として「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」を規定しているのは、地方公共団体としての責任の所在を明らかにし、損害賠償金額の適正を図るという趣旨であり、過失割合による損害賠償責任額の相殺の結果、損害賠償金を支払う必要がない場合であっても、当該示談は専決処分としての取扱いが必要であるという見解があるため、物損事故に係る示談に当たっては、専決処分としての取扱いの可否を検討の上、所要の改善に取り組まれない。

(18) 教育委員会事務局

ア 教育総務課

(ア) 市立学校における備品(事務用机)の購入について

人事異動により事務用機の不足が生じた一部の市立学校において、他校における事務用機の余剰品の有無を調査することなく、当該不足数量の事務用機を購入していたが、全庁的に経費節減に取り組む中、備品の購入に当たっては、他校における余剰品の有無を調査の上、余剰品がある場合は、これを利用することによって、一層の経費節減に努められたい。

(イ) 私立幼稚園教育振興補助金について

平成２２年度の私立幼稚園教育振興補助金を交付した一部の私立幼稚園について、交付決定に係る事業計画においては、教育の専門講師による指導を実施するための経費に充当するとしていたと

ころ、その実績報告に係る事業成果を見ると、当該事業計画の事業内容とは全く異なる園児用の便器の取換工事に係る経費に充当したことが記載されていた。同補助金は私立幼稚園の管理運営等に係る経費を対象に交付されるものであるが、交付決定に係る事業計画における事業内容と全く異なる事業の経費に補助金を充当しようとするときは、津市補助金等交付規則の趣旨に照らし、事前に事業計画の変更承認の可否を判断の上、所要の手続がなされるべきであり、同規則の趣旨を十分に踏まえ、補助金交付事務の在り方を見直されたい。

(ウ) フラットファイルの背表紙に係る印刷業務について

市立学校において、フラットファイルの背表紙に係る印刷業務を発注しており、平成22年度の発注総額は51万6千円（教育総務課調べ）であった。当該印刷業務は、フラットファイルに文書管理上の背表紙を貼付し、これを成果品として各市立学校が発注した数量分の納品を受けるもので、一部の市立学校における支出負担行為回議書を見ると、その1冊当たりの消費税抜きの単価は68円であった。

一方、市の単価契約価格表（Aブロック：平成22年6月1日～平成23年5月31日納品分）におけるフラットファイルの消費税抜きの単価は10冊入りで235円で1冊当たりにすると23.5円となり、背表紙については、各所管課等に設置された情報機器端末及びプリンタ機器を使用すれば容易に作製できるものであることから、市立学校における当該印刷業務の発注は、割高な調達方法であって、全庁的に経費節減に取り組む中、望ましいものではないと考えるため、当該印刷業務の在り方を見直されたい。

イ 学校教育課

奨学援助資金貸付金の未収金対策について、平成23年度の滞納繰越分の収納率（注）は3.8パーセントと非常に低い状況であり、滞納件数26件のうち11件については、同年度における納付がなされていない中、債務者、連帯保証人に対する法的措置を講じることについては消極的である。

そこで、不当に弁済を怠る債務者に対しては、所要の法的措置を持って毅然として対処することはもとより、債務者1人につき2人の連

帯保証人を立てているものの、1人の連帯保証人しか接触していないことから、必要に応じて、もう1人の連帯保証人に接触を図り、これらの連帯保証人に対し、当該保証債務の履行請求を行うなど、より積極的な未収金対策に取り組まれない。

(注) 平成23年11月の監査委員質疑に係る資料(同年9月末日現在)による。

ウ 人権教育課

平成22年度の中学校区人権教育推進事業について、各中学校区部会で構成する津市人権教育推進協議会に当該推進事業の業務を委託し、人権教育講演会の開催業務等を行っており、その講師謝金については、各中学校区部会の関係者が直接講師と交渉の上決定していたが、講師謝金の額を見ると、人権教育課の関係事業に係る講師謝金基準表に定める金額と比較して高額なものがあった。講師謝金の額は、その招聘する講師の著名度等に応じて算定される要素があるものの、公金を財源とする以上、一定の考え方の下で、算定することが望ましいと考えるため、当該業務委託に当たっては、同協議会に対し、講師謝金の基準表を提示するなど、適切な事務処理に努められたい。

エ 久居事務所

市立久居中学校におけるグラウンド施設に係る修繕業務について、久居事務所は、平成23年4月8日から5月10日にかけて、グラウンドの南フェンス、排水設備等4件の修繕業務を、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約によりそれぞれ発注していた。これらの修繕業務の予定価格の総額は、当該随意契約を締結できる予定価格の限度額を超えるものであり、同事務所に4件の修繕業務を各別に発注した理由について聴取したところ、同校の要望を受けて早急な対応が必要であったと説明しているが、これらの修繕業務の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかったとはいいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕業務の発注の在り方を見直されたい。

オ 香良洲事務所

香良洲学校給食センター及び市立香良洲小学校に係る日本放送協会放送受信契約について、それぞれ日本放送協会放送受信規約第5条第1項に定める放送受信料の支払をしていたが、同規約第5条の5は、

事業所の同一敷地内における２件以上の契約のうち、１件を除く各契約については、当該放送受信料の半額を減じるという事業所割引制度を定めているため、これらの施設に係る契約が事業所割引制度の対象になるか否かを確認の上、所要の手続を行い、経費節減に努められたい。

２ 随時監査

- (１) 平成２３年度北道新補第２号 追上響野線ほか１線道路改良工事（その２）（工事場所：津市芸濃町棕本地内 所管部局：建設部津北工事事務所）

平成２３年度北道新補第２号 追上響野線ほか１線道路改良工事（その２）について、当該路線は、県道亀山・白山線と市道棕本安西線を結ぶ都市計画道路であり、延長８７０メートルのうち３２６メートル、幅員９．５メートルを整備するものである。

工事期間は、平成２３年８月２９日から平成２４年１月２０日までであるが、平成２３年１２月２８日現在の工事進捗率は４５．０パーセントで、平成２４年１月１０日に現地調査をしたところ、地下埋設物（上・下水道管）の管理者との調整不足により、当該地下埋設物が布設されておらず、工事期間内の完成が困難な状況であったため、地下埋設物の布設を要する道路改良工事については、事前に地下埋設物の管理者と十分な調整を行い、当初の工程に従い施工できるよう、その発注の在り方を見直されたい。

なお、工程が大幅に遅延しているにもかかわらず、工程の変更がなされていなかったことから、工程管理が機能するよう速やかに工期を延長し、その実績評価に応じて、工種別の施工計画を変更するよう工程管理の在り方を見直されたい。

３ 出資団体等監査

- (１) 出資団体の監査

ア 株式会社津センターパレス（所管部局：商工観光部商業労政振興課）

出資団体の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 出資団体の概要（注）

資 本 金	９２，４７０，０００円	
市の出資の状況	出 資 額	３５１，０００，０００円
	出 資 比 率	２６．６％

主な業務の内容	不動産の賃貸・管理に関する業務		
財 務 の 状 況	資 産		3, 6 4 6, 2 3 4, 7 5 4 円
	負 債		2, 1 2 3, 1 0 6, 0 9 2 円
	純資産	資 本 金	9 2, 4 7 0, 0 0 0 円
		剰 余 金	1, 4 3 0, 6 5 8, 6 6 2 円
	負債・純資産合計		3, 6 4 6, 2 3 4, 7 5 4 円
損 益 の 状 況	営 業 利 益		1 1 9, 5 0 3, 7 1 1 円
	経 常 利 益		9 2, 8 6 7, 6 1 6 円
	当 期 純 利 益		5 5, 3 0 5, 0 7 2 円

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第34期(平成22年4月1日～平成23年3月31日)の決算書を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

a 経営改善への取組と市の関与の在り方について

株式会社津センターパレスは、中心市街地の賑わい創出等を目的として、昭和53年に津市(当時)、大手小売業者等の出資により設立され、主に不動産の賃貸・管理に関する業務を行っている。同社の第34期の決算の状況を見ると、営業利益は1億1,950万円を計上する一方、借入金、預り敷金等の支払利息が生じる負債(これを「有利子負債」という。)が営業キャッシュフロー(営業活動により得られた現金等の収支の状況をいう。)に占める割合を示す営業キャッシュフロー有利子負債倍率は57.1倍(同社調べ)となり、一般的に安全性を計る水準の10倍を大きく超えていることから、過剰債務の可能性が高いことを懸念するものである。

そして、営業収益である賃貸収入(第34期決算:4億8,692万円)のうち、市が設置している東分庁舎その他の公共施設に係る賃貸収入が63.7パーセントを占めるという状況の中で、同分庁舎内の商工観光部、スポーツ文化振興部等が新たな執務場所に移転する予定があるなど、今後の収益力の低下が懸念されるため、同社は、市からの賃貸収入に依存しない経営基盤の確立を目指し、長・中期的な経営改善計画を策定の上、これを着実に推進するなど、一層の経営改善に取り組むことが必要であると考え

一方、市は、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成２１年６月総務省）を踏まえ、津市行財政改革中期実施計画において、行政経営課が外郭団体の在り方の見直しに取り組んでいるところであるが、商業労政振興課は、同社の経営状況、資産・債務の状況を踏まえて、同社による事業の経済的・社会的な意義、将来性等、広範かつ客観的に検討の上、市の関与の在り方について、所管課としての方針を決定されたい。

b 有価証券の減損処理の要否について

株式会社津センターパレスが第３４期の決算に係る貸借対照表に固定資産として計上している関係会社の発行株式（３，４００万円）について、取得原価により計上しているが、当該関係会社の決算公告を見ると、資本の欠損という憂慮すべき経営状況にあることから、有価証券の価額が著しく低下した場合に帳簿上の取得価額を決算時の時価又は実質価額に修正して損失を計上する「減損処理」の要否を判定の上、その結果を踏まえ、適切な会計処理に努められたい。

イ 有限会社美杉観光開発（所管部局：商工観光部観光振興課）

（ア）出資団体の概要（注）

資 本 金	7, 0 0 0, 0 0 0 円		
市の出資の状況	出 資 額	2, 8 0 0, 0 0 0 円	
	出 資 比 率	4 0. 0 %	
主な業務の内容	農産物の生産・加工・販売、酒類及びパンの製造・販売等に関する業務		
財 務 の 状 況	資 産	3 0, 0 1 3, 2 7 8 円	
	負 債	7 4, 0 4 3, 7 9 6 円	
	純資産	資 本 金	7, 0 0 0, 0 0 0 円
		剰 余 金	△ 5 1, 0 3 0, 5 1 8 円
	負債・純資産合計		3 0, 0 1 3, 2 7 8 円
損 益 の 状 況	営 業 利 益	△ 3, 0 0 5, 9 0 9 円	
	経 常 利 益	△ 3, 5 5 0, 6 8 7 円	
	当 期 純 利 益	△ 3 1, 6 0 4, 7 1 3 円	

（注）出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第１５期（平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日）の決算書を参考にまとめたものである。

「△」は、損失を意味する。

(イ) 指摘事項

有限会社美杉観光開発は、地域特産物の販路の拡大、就業機会の増大等を目的として、平成８年に美杉村（当時）、観光業者等の出資により設立され、主に酒類の製造・販売に関する業務を行っているが、主要取引先が経営破綻の状態になったことに伴い業績が悪化し、第１３期（平成２０年４月１日～平成２１年３月３１日）の決算において、６８０万円の債務超過に陥り、その後業績は悪化し続け、第１５期の決算における債務超過額は４，４００万円に膨らむという極めて憂慮すべき経営状況であるため、抜本的な改革が急務であると考ええる。

一方、市は、行政経営課が外郭団体の在り方の見直しに取り組んでいるところであるが、観光振興課は、同社の経営状況、資産・債務の状況のほか、津市総合計画で産業振興の指針とする「津市産業振興ビジョン」（平成２１年４月策定）等における諸施策を踏まえ、同社による事業の経済的・社会的な意義、将来性等、広範かつ客観的に検討の上、市の関与の在り方について、所管課としての方針を早急に決定されたい。

ウ 美杉の家建設株式会社(所管部局：農林水産部林業振興室)

(ア) 出資団体の概要（注）

資 本 金	2 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円			
市の出資の状況	出 資 額		1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円	
	出 資 比 率		4 5 . 4 %	
主な業務の内容	美杉産の木材を使用した住宅建築、住宅の増改築に関する業務			
財 務 の 状 況	資 産		4 8 , 9 5 2 , 1 1 7 円	
	負 債	3 1 , 9 6 0 , 8 5 4 円		
		純 資 産	資 本 金	2 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円
			剰 余 金	△ 5 , 0 0 8 , 7 3 7 円
	負債・純資産合計		4 8 , 9 5 2 , 1 1 7 円	
損 益 の 状 況	営 業 利 益		△ 3 , 9 4 9 , 7 2 8 円	
	経 常 利 益		4 , 0 5 4 , 3 3 5 円	
	当 期 純 利 益		3 , 8 7 4 , 3 3 5 円	

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第２４期(平成２２年
７月１日～平成２３年６月３０日)の決算書を参考にまとめたものである。

「△」は、損失を意味する。

(イ) 指摘事項

美杉の家建設株式会社は、美杉産の木材の需要拡大を目的として、昭和６２年に美杉村(当時)、建築業者等の出資により設立され、主に美杉産の木材を使用した住宅の建築、住宅の増改築に関する業務を行っているが、住宅の建築については、直近３期の総受注件数は３件で、第２３期(平成２１年７月１日～平成２２年６月３０日)及び第２４期の２期連続で営業損失を計上している。

第２４期は国庫補助事業に係る補助金収入があったことから、経常利益(４０５万円)及び当期純利益(３８７万円)を計上したものの、同期を目標年次とした同社の経営改善計画は達成されず、利益剰余金は５０１万円のマイナスとなり、資本の欠損という憂慮すべき経営状況であるため、抜本的な改革が急務であると考ええる。

一方、市は、行政経営課が外郭団体の在り方の見直しに取り組んでいるところであるが、林業振興室は、同社の経営状況、資産・債務の状況のほか、津市総合計画で林業振興の指針とする「津市産業振興ビジョン」における諸施策を踏まえ、同社による事業の経済的・社会的な意義、将来性等、広範かつ客観的に検討の上、市の関与の在り方について、所管課としての方針を早急に決定されたい。

(２) 指定管理者の監査

ア リバーパーク真見管理組合(所管部局：白山総合支所地域振興課)

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要(注)

施 設 の 名 称	津市リバーパーク真見
施設の設置目的	豊かな自然に恵まれた田園を活用して、農業を通じてゆとりある余暇とやすらぎの空間を提供することにより、都市住民と農村地域との交流を深め、もって地域の活性化を促進すること。
指 定 管 理 者	リバーパーク真見管理組合
主な業務の内容	滞在型施設、貸し農園の使用の許可、維持管理等に関する業務

主 要 施 設 の 利 用 の 状 況	平 成 2 0 年 度		滞在型施設 22 戸中 22 戸
	平 成 2 1 年 度		同 22 戸中 22 戸
	平 成 2 2 年 度		同 22 戸中 21 戸
財 務 の 状 況	資 産		27, 142, 363 円
	純 資 産	負 債	8, 564, 335 円
		資 本 金	2, 200, 000 円
		剰 余 金	16, 378, 028 円
	負債・純資産合計		27, 142, 363 円
損 益 の 状 況	営 業 利 益		2, 192, 339 円
	経 常 利 益		2, 581, 323 円
	当 期 純 利 益		1, 875, 523 円

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第10期(平成22年4月1日～平成23年3月31日)の決算書を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

a リバーパーク真見管理組合の自主事業について

リバーパーク真見管理組合(以下「管理組合」という。)は、市が管理組合の組合員から賃借しているリバーパーク真見の敷地内において、津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例(以下「リバーパーク真見条例」という。)に定めのないバーベキュー施設を独自に設置し、使用者から利用料金(1日当たり2,000円又は2,500円)を徴収している。このことについては、市と管理組合が平成23年9月16日付けで締結した基本協定の一部を変更する協定書において、リバーパーク真見条例第7条第4号に定める「その他市長が必要と認める業務」として、管理組合の自主事業に位置付けたところであり、管理組合がリバーパーク真見の利便性の向上を図るため、自主的にイベント、物販等の事業を実施し、その対価を得ることは否定するものではない。

しかしながら、当該バーベキュー施設は、事実上リバーパーク真見の一施設として使用されていることにかんがみ、管理組合がリバーパーク真見条例に定めのない施設を設置の上、その使用者から公の施設の利用料金に相当するものを徴収していることについては、指定管理者制度に係る法令の趣旨に照らし、疑問があることから、この点について、改めて検討の上、その結果を踏ま

え、所要の改善に取り組まれない。

b 指定管理者に係る賠償責任について

リバーパーク真見条例施行規則第14条が「使用者等がリバーパーク内において受けたいかなる損害についても、指定管理者は、その責めを負わない」と定めることについて、一般的に指定管理者の管理行為により使用者等に損害を与え、市が国家賠償法上の損害賠償責任を負うときは、指定管理者の責任に応じて求償することがあり得るほか、指定管理者が民法上の損害賠償責任を負うことがあり得るのであり、同条の規定は適正を欠くものと解することから、所要の是正措置を講じられたい。

c 管理組合の利益剰余金の取扱いについて

管理組合の第10期の決算における貸借対照表を見ると、累積した利益剰余金は1,638万円が計上されており、このような多額の利益剰余金は、管理組合の経営努力によるものであるが、合併前の白山町が制定したリバーパーク真見設置条例で利用料金制を導入していなかったリバーパーク真見の使用料を管理受託者であった管理組合の収入としていたことも影響していると考えられる。一般的に指定管理者の経営努力によって生じた利益は、指定管理者制度の趣旨に照らし、当該指定管理者に帰属するものであるが、管理組合がリバーパーク真見の管理運営を目的に当該地区の住民を組合員として設立された経緯等を考慮すると、管理組合が得る利益が当該指定管理業務の状況から見て、余りに過大である場合には、その相当額を市に納付するなどの対処が望ましいと考えるため、当該利益剰余金の取扱いについて、基本協定上、指定管理者が負担しなければならない経費等の諸事情を考慮の上、管理組合と協議し、その理解と協力の下で、適切に対処するよう努められたい。

d 管理組合による保証金の徴収について

管理組合は、滞在型施設の長期使用者から1件当たり5万円の保証金を徴収し、第10期の決算における残高は90万円を計上しているが、その徴収の根拠となる法令上の定めがなく、適正を欠く懸念があることから、当該保証金の徴収の適否を検討の上、その結果を踏まえ、所要の改善に取り組まれない。

e 施設の使用手続について

滞在型施設の使用手続について、リバーパーク真見条例及びリバーパーク真見条例施行規則上は、使用許可の手続によらなければならないところ、管理組合は、合併前の白山町の例により、休憩施設付農園使用契約書に「リバーパーク真見」市民農園管理運営細則を添付の上、使用者と契約を締結しており、このような手続は、リバーパーク真見条例及びリバーパーク真見条例施行規則に定める手続とは異なるものであることから、所要の是正措置を講じられたい。

なお、滞在型施設の使用の実態によっては、契約手続によることが望ましい場合も考えられるため、その使用の実態及び指定管理者の主体性を考慮の上、必要に応じて、契約手続の導入を検討されたい。

f 滞在型施設の浄化槽管理費の在り方について

リバーパーク真見条例別表第1の備考4は、滞在型施設を長期に使用する場合の利用料金には、浄化槽管理費等を含まないものとする定め、リバーパーク真見条例施行規則第9条第2項は、浄化槽管理費の実費の合計額を指定管理者が交付する納入通知書により納入しなければならないと定めているが、管理組合はこれを徴収していない。管理組合の関係者は、その理由について、長期使用者から共益費を徴収しているためと説明しているが、共益費については、管理組合が徴収した利用料金を経理上、農園使用料と共益費に分けて処理しているものであって、リバーパーク真見条例及びリバーパーク真見条例施行規則上の定めと矛盾することになる。

そこで、浄化槽管理費の在り方について、指定管理業務に係る収支の状況、現行の利用料金額の算定方法、指定管理者の主体性等を考慮の上、検討し、その結果を踏まえ、所要の改善に取り組まれたい。

g 基本協定に係る報告について

管理組合は、基本協定書の仕様書の定めるところにより、利用者数の実績、利用申込みの状況のほか、市所有の物品現在高について市に報告する必要があるが、これを報告していないため、管

理組合に対し、報告の徹底を指導されたい。

h ホームページの管理について

管理組合のホームページの「お問い合わせ」に掲載している滞在型施設の短期使用に係る利用料金の額は、平成19年4月1日の改定前のものであり、また、「滞在型農園だより」に掲載している申込方法は、リバーパーク真見条例施行規則に定める手続とは異なる内容であったため、管理組合に対し、早急に訂正するように指導されたい。

第7 意見

市発注の公共工事にかかわって、建設部建設維持課職員が競売入札妨害等の容疑で逮捕・起訴されたことは、市が市民参加と協働のまちづくりを進める中で、市政に対する市民の信頼を著しく損なわせたものであり、非常に遺憾である。市はこの不祥事を受けて、コンプライアンス研修の実施等により職員の綱紀の保持に努めているところであるが、職員一人ひとりが市職員としての十分な自覚の下、その職務に専念することはもとより、職員の綱紀の保持は、職員を育成する場である組織の問題として捉えることが重要であって、組織経営に責任を負う職員は、組織風土改革を着実に推進し、市民の信頼に応える職員の育成と組織づくりに一層努めるよう、意見するものである。

以上